

診療所について、平成18年11月におけるリハビリテーション料算定患者のうち、12月以降も算定可能としている患者のうち、心大血管疾患リハビリテーションにおいては、1.5%は「急性増悪や新たな疾患の発症により、算定日数の起算日の変更」としている。脳血管疾患等リハビリテーションにおいては、77.9%は「算定日数上限の除外対象疾患に該当し、算定日数上限後も継続」としており、3.1%は「急性増悪や新たな疾患の発症により、算定日数の起算日の変更」としている。運動器リハビリテーションにおいては、6.0%は「算定日数上限の除外対象疾患に該当し、算定日数上限後も継続」としており、20.1%は「急性増悪や新たな疾患の発症により、算定日数の起算日の変更」としている。呼吸器リハビリテーションにおいては、20.0%が「急性増悪や新たな疾患の発症により、算定日数の起算日の変更」としている。

図表 6.1-32 平成18年11月におけるリハビリテーション料算定患者のうち、12月以降も算定可能な患者数(診療所)

